平成２６年（フ）第７２２号
京都市中京区蛸薬師通新町東入姥柳町190番地
債務者　川勝　清仁
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８３８号
京都府木津川市山城町上狛的場４番地１
債務者　大西　龍登
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８３９号
京都府木津川市山城町上狛的場４番地１
債務者　大西　妙子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４０号
京都市木津川市木津宮ノ裏252番地14
債務者　瀬志本亜希（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４１号
大阪市阿倍野区三明町１丁目５番10号
債務者　太田　千佳（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目25番地の１　県営加古川別府住宅306号
債務者　阿部志津子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３６４号
兵庫県姫路市福中町26番地　神村ビル201
債務者　石橋　和政
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後779番地１　れんばれっじ203号室、旧住所福岡県柳川市三橋町柳河392番地１　アークフラッツ205号
債務者　木村　玲奈
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第４８９号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番84―302号
債務者　安藤　正幸
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０８号
広島県東広島市八本松飯田２丁目17番１―404号　サンコーポラス
債務者　恒岡真奈美
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２８号
広島市中区十日市町２丁目１番25―206号
債務者　王野　　聡
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１号
福岡県築上郡築上町大字築城50番地１　県営築城団地４棟203号
債務者　安永さやか（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
福岡県行橋市大字延永1078番地１　ナカニシアパート102
債務者　出口　正行
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１　県営住宅三毛門８棟101号
債務者　濱村　由香
1　決定年月日時　平成26年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目６－１　ハウシーズ弥生が丘904、住民票上の住所福岡県太宰府市都府楼南４丁目26番８―506号
債務者　篠原　浩之
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
大分県中津市本耶馬渓町樋田545番地２
債務者　吉田　知伸
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係